

令和5年 6月

自治会長 各位

社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会  
会 長 小 崎 豊

## 令和5年度 会費納入のお願い

日ごろは、地域の福祉推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、地域福祉の中核的な役割を果たす団体として、学区地域福祉推進協議会の活動支援（給食会、サロン活動等）を始め、60歳の門出を祝う会～還暦式～、めいとう福祉まつりの開催等のボランティア意識の啓発事業や区民の交流事業等の各種福祉事業を実施しております。

つきましては、これらの事業推進に必要な財源を確保するため、令和5年度の会費納入につきまして、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 会費

地域関係団体会員（自治会）年額 3,000円

#### 2 会費の納付方法

郵便局（ゆうちょ銀行）払込取扱票をご利用の上、お振り込みくださいますようお願いいたします。

また、銀行からのお振り込みの場合は、下記の口座に振込手数料を差し引いた金額をお振り込みくださいますようお願いいたします。

※2022年1月17日(月)から払込取扱票を利用し現金でお振込みの場合は、加算料金として別途110円がかかります。その場合はお振込人様ご負担でお願いいたします。

ゆうちょ銀行 ○八九(せがひキョウ)店 当座0078979  
社会福祉法人 名古屋市名東区社会福祉協議会

なお、ゆうちょ銀行等から会費を振り込まれる場合は、本会から領収書を後日送付いたしますので、払込取扱票に自治会名と振り込まれた方の住所、氏名、電話番号を必ず記入くださいますようお願いいたします。

#### 3 本会の会員規程（抜粋）

裏面のとおり

(問合せ先)

社会福祉法人 名古屋市名東区社会福祉協議会（担当：鈴木、向井）  
名古屋市名東区上社一丁目802 上社ターミナルビル2階  
電話 (052) 726-8664 FAX (052) 726-8776

<参考>

## 社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会定款第33条第3項の規定により、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の定義)

第2条 会員は、社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会(以下「本会」という。)の目的に賛同し、本会の構成員として地域福祉の推進のために連携、協働するものとする。

(会員の範囲)

第3条 会員は次の区分に属するもので、所定の手続きを経て入会したものををもって構成する。

- (1) 第1号会員 学区区政協力委員会
- (2) 第2号会員 民生委員・児童委員協議会
- (3) 第3号会員 社会福祉関係事業者
- (4) 第4号会員 社会福祉関係団体
- (5) 第5号会員 社会福祉に関する活動を行っている市民活動団体
- (6) 第6号会員 地域関係団体
- (7) 第7号会員 社会福祉関係公務員
- (8) 第8号会員 学識経験者及び会長が認めるもの

～中略～

(会費)

第7条 会員は、毎年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)を単位に別表に定める会費を納めなければならない。